

社会福祉法人唐津福社会 行動計画

全職員が働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

2 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<取組内容>

- 各年1月 有給休暇取得状況を取りまとめる
- 各年7月 掲示物等により有給休暇取得促進キャンペーンを行う

目標2：セクシャルハラスメント等に関する各種相談窓口の周知徹底。

職員へのハラスメント研修を実施 1回/年

<取組内容>

- 令和8年4月～ 職場内での各種ハラスメントについての研修を年1回実施し、職員への周知を徹底する。